論壇

日本学術会議における名古屋議定書関連の提言の発出および日本農学アカデミーとの今後の連携について

大杉 立

東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授、日本学術会議会員

このほど、日本学術会議は提言「学術研究の円滑な推進のための名古屋議定書批准に伴う措置について」を公表した(2016年12月6日)。これは、2015年10月に日本学術会議に設置された農学委員会・食料科学委員会合同の「農学分野における名古屋議定書関連検討分科会(以下、名古屋議定書検討分科会)」が中心となって取りまとめた提言である。検討の背景と提言の概要については雑誌「農業」(2016年12月号)の巻頭言(「遺伝資源を利用した農学研究と名古屋議定書」)として公表しているが、分科会委員長として取りまとめに参加し、提言の広報の一翼を担うことも重要と考えているので、ここで少し詳しく紹介する。また、後半は日本農学アカデミーと日本学術会議の連携の必要性について述べてみたい。

1. 名古屋議定書関連の提言について

(1) 生物多様性条約による遺伝資源利用の新たなルール作り

従来、遺伝資源は人類共通の財産として自由に利用することができるとされてきた。我が国も海外に調査団を派遣して植物などの遺伝資源の収集を行い、また、研究者も海外研究者との交流により遺伝資源を取得して、様々な研究や品種改良に用いてきた。また、日本のコムギ品種「達磨」が戦後アメリカに持ち出されて、1960年代の緑の革命の一翼を担ったことは有名で、品種開発に携わったノーマン・ボーローグ氏はノーベル平和賞を受賞している。しかし、発展途上国を中心とする遺伝資源提供国から先進国などの利用国に対して、遺伝資源を利用した研究開発で得られた利益をもっと提供国に配分すべきだ、という声が高まった。それを受けて、1992年5月の第7回政府間条約交渉会議において、「生物の多様性に関する条約(通称、生物多様性条約)」が採択された。1993年12月に発効したが、現在我が国を含む194の国と地域が批准して条約締約国になったが、アメリカは批准していない。

生物多様性条約の発効により、遺伝資源研究を取り巻く状況は大きく変わった。すなわち、本条約の目的として、①生物の多様性の保全、②生物多様性の

構成要素の持続可能な利用(Access)に加えて、③遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分(Benefit Sharing)が掲げられた。また、各国は自国の遺伝資源について主権的権利を有することを認め、さらに、遺伝資源を取得する際には、提供国の事前同意(Prior Informed Consent, PIC)を得ること、遺伝資源の利用から生じる利益に関して相互に合意する条件(Mutually Agreed Terms, MAT)を定め、提供国にも公正かつ衡平に利益配分することを規定している。このように、生物多様性条約よって、遺伝資源提供国の主張が大きく盛り込まれた形での遺伝資源利用のルール化が進んだ。

(2) 名古屋議定書の発効

生物多様性条約は PIC の取得と MAT の締結に基づく遺伝資源の利用を理念と して定めたが、国際的に拘束力のある仕組みとすべきであるとの議論が出て、 2010年 10月、生物多様性条約第 10回締約国会議(COP10)において、「生物 多様性条約下での遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正か つ衡平な配分 (Access and Benefit Sharing, ABS) に関する名古屋議定書 | (以下、名古屋議定書)が採択され、2014年10月12日に発効した。名古屋議 定書の主な内容は、①締約国から提供された名古屋議定書の実施に関する情報 の交換と共有化のための仕組みとして、ABS クリアリング・ハウスメカニズム (ABS Clearing -House Mechanism、通称 ABS-CHM) を設置する、②提供国は PIC に係る制度(国内法等)を法的に明確で透明なものにするために必要な立 法上、行政上または政策上の措置をとる、③利用国は、遺伝資源の利用に関す るモニタリングのための措置としてチェックポイントを指定し、遺伝資源の利 用に関する情報の収集を行う等である。既に、80カ国以上が締約国となってい るが、我が国は現在批准に向けた議論を重ねており、本年 12 月に予定されて いるパブリックコメントを経て、来年1月から始まる通常国会に諮る予定であ る。

(3) 日本学術会議での検討経過

日本学術会議第二部に属する農学関連の委員会である農学委員会(会員8名で構成)と食料科学委員会(会員7名で構成)は、2015年4月に名古屋議定書の批准が農学研究者に及ぼす影響、対応策などについて検討を開始した。まず、ワーキンググループを立ち上げ、日本農学会および日本農芸化学会の支援を受けて農学関連学協会にアンケートを行い、研究者の問題意識、日本学術会議への期待などを把握した。アンケートの結果、37の学会から回答があり、名

古屋議定書に関して多くの学会員の関心は高くないと回答した学会が全体の 68%、日本学術会議で意見・要望を集約して意見具申することを支持すると答 えた学会は86%、などであった。また、専門家の意見を聞くとともに関係府省 (環境省、農林水産省および文部科学省)の担当者との意見交換などを行っ て、現状把握と問題点の洗い出しを行った。これらの取り組みの結果として、 研究者の認識は概して低く、遺伝資源の利用に際してトラブルに巻き込まれる 可能性もあり、様々な支援策が必要であることが浮き彫りとなった。このた め、2015年10月に対応策を提言として取りまとめるために、農学委員会・食 料科学委員会合同の「農学分野における名古屋議定書関連検討分科会」を設置 した。12名の委員で構成し、委員長に大杉立会員、副委員長に奥野員敏連携会 員、幹事に三輪清志連携会員と廣野育生連携会員を選出し、また、名古屋議定 書問題に詳しい鈴木睦昭氏(国立遺伝学研究所知的財産室長)が特任連携会員 として加わった。この5名に嶋田透会員が加わって提言の原案を作成し、2016 年6月までに6回の分科会を開催して議論を重ね、提言案を取りまとめた。そ の間、環境省等の担当者との意見交換、日本学術会議幹事会での経過報告など も行った。6月以降は、関連する総合微生物科学分科会、生物系薬学分科会お よび遺伝資源分科会と提言案について意見交換を行い、総合微生物科学分科会 と生物系薬学分科会については共同提案とすることとなった。10月の第二部査 読を経て、11月 25 日の幹事会で承認され、12月 6 日に提言を公表した

(http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t238.pdf)

(4) 提言の内容

公表された提言から、要旨の「提言」部分を再掲する。

1) 名古屋議定書の様々な課題解決のための我が国のイニシアティブの発揮とそれを実現させるための早急な批准の実現

議定書の遺伝資源の範囲、派生物、デジタルDNA情報等の問題点について、公正で合理的な国際的コンセンサスを形成するために、政府ならびに学術会議をはじめとする研究者コミュニティーが連携して、国際交渉の場で我が国がイニシアティブを発揮するよう要望する。そのため、早急に議定書を批准して締約国となることを提言する。また批准に当たっては、これまでの政府内での議論を踏まえ、明確で簡素な利用国としての国内措置を策定することを要望する。

2) 生物多様性条約ならびに名古屋議定書の周知徹底と支援体制

条約及び議定書の理念、具体的手続き等について、政府がリーダーシップを取って遅滞なく周知徹底する措置を取るよう要望する。また、大学・研究機関および研究者コミュニティーも協力して周知徹底に取り組むべきである。

また、政府が専門機関を設置・拡充して、各国の法律・規制について情報 収集し、研究者ならびに所属機関に提供するとともに、トラブル予防等の相 談体制を構築するよう要望する。

大学・研究機関等の責任者は学術研究支援部署等に議定書問題に詳しい専門家を配置すべきである。同時に、研究実施機関における人材育成・配備等運用体制の整備について政府が十分な支援策を講じるよう要望する。

3) 我が国の資源提供国としての国内措置

遺伝資源の学術利用を制約しないことを原則とした資源提供国としての 国内措置について、政府、大学・研究機関および研究者コミュニティーが協力して議定書批准後も他の提供国の状況も勘案しながら継続的に検討するよう要望する。

(5) 本提言の周知と対応のお願い

今回の提言は、農学研究も含めた学術研究の円滑な推進のために政府と大学・研究機関、研究者コミュニティーの対策を求めたものである。特に、PICの取得とMAT の締結は法令等が異なる各国ごとに行う必要があり、各研究者個人では十分に対応できない場合が予想される。日本農学アカデミーの会員は日本学術会議の会員・連携会員、農学系の大学長、学部長等、独立行政法人研究機関等の長、役員およびそれらの経験者等から構成されている。本提言の求めている支援策には大学・研究機関の責任者に向けたものも含まれている。関係される方々には、本提言を一読されて研究者に周知するとともに、必要な対策を取っていただくようお願いしたい。

2. 日本農学アカデミーと日本学術会議の今後

本提言は日本学術会議農学委員会と食料科学委員会合同で設置した分科会において提言として取りまとめた。議論の途中では、分科会委員はもとより二つの親委員会の委員の方々(15 名の会員)の意見も取り入れながら進めたものであり、その意味では日本学術会議における農学分野の総意を示していると考えている。また、アンケートで示された様々な意見も踏まえた提言となっているため農学分野全体が関わった提言であると認識している。

しかし、今回の提言に関して日本農学アカデミーとの組織的連携は行われなかった。浅学を恥じることになるが、私自身が日本農学アカデミーの会員ではあるもののどのような組織であるかについて設立経緯も含めて認識不足であったこともあり、連携の必要性を感じていなかった。また、議論の過程で、日本農学アカデミーの意見を聞くべきだ、という話も出なかったと記憶している。ちなみに、現在の日本農学アカデミー会員 203 名のうち、現役の日本学術会議会員が9名、会員経験者が50名弱、連携会員が40名程度であり、日本学術会議関係者がほぼ半数を占めている。

今回會田先生から原稿の依頼を受けて、改めて日本農学アカデミーの設立の 経緯と活動について HP 上の会報から情報を得てみた。日本学術会議と関連する 主なものを拾ってみると、以下のような記事があった。この他に日本学術会議の 活動報告もいくつか見られた。

・ 第 5 号 (2004 年 5 月発行)

山下興亜:第二ラウンドの活動に向けて

第7号(2006年4月発行)

山下興亜:新生日本学術会議と農学研究の展開方策

松田藤四郎:日本農学アカデミーの誕生にいたる経緯と私学教育への期待

三輪睿太郎:独立法人農業研究機構と日本農学アカデミー

林良博:日本農学アカデミーの将来

· 第9号 (2008年8月発行)

磯貝彰:学協会と、日本学術会議と、農学アカデミーと

• 第15号(2011年6月)

特集:日本農学アカデミー12年の歩み

これらを読むと、日本農学アカデミーは日本学術会議の大改革と関連して曲折を経ながら設立されたが、その後日本学術会議とは緩やかな結びつきとなり徐々に独自色の強い取組をするようになったようである。

また、日本農学アカデミーは活動のもう一つの柱であるシンポジウムを年に1-2回開催している。日本学術会議が関係しているものとしては第8回シンポジウム「「新しい農学への結集を 一日本学術会議新体制下における農学研究ネットワークの構築一」(2006年7月)があり、日本学術会議新体制の意義等について熱く語られたようである。しかしこれ以降、日本学術会議が大きく関わったシンポジウムは「放射能除染の土壌科学一森・田・畑から家庭菜園まで一」(2014年3月)(土壌科学分科会と日本農学アカデミーが主催)など東日本大震災関連の数件だけで数は少ない。また、他の団体主催の学術シンポジウム助成も行っており、助成対象の第1に「日本学術会議が行う学術シンポジウム等で、日本農学アカデミーの助成対象として相応しいもの」と規定している。こちらは年間2件程度で学術会議主催のものも多い。

このように、現在、日本学術会議(農学関連の会員および連携会員)と日本農学アカデミーはほぼ独自に活動している。設立の経緯とその後の活動経過には複雑な事情があるようだが、両者の連携強化は今後の農学研究教育の方向性等を考えるために必要であると考えている。既に、山崎興亜氏は会報第7号(2006年4月発行)において、「日本農学アカデミーと日本学術会議とは、相互に協力補完関係を保ち、今後の日本の農学研究や教育のあり方について中長期的ビジョンを提言する中核的なオピニオンリーダーとして活躍しなければなりません。」と述べている。今回の名古屋議定書関連の提言の発出に当たっても、このような連携があれば更に充実したものになったのではないかと考えている。どのような連携が相応しいかも含めて両者がざっくばらんに意見交換する機会を持つことが大事ではないだろうか。これは日本学術会議農学委員会・食料科学委員会の意見を集約したものではなく、一会員としての考えであるが、関係する皆さんのご意見をいただけるとありがたい。